

教 生 学 第 4 1 2 号

平 成 2 8 年 7 月 2 1 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）
様

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）川 端 雄 一

児童生徒による犯罪行為の未然防止について（通知）

夏季休業に向けての児童生徒の指導等については、各学校において実施いただいているところですが、過日、道内において、生徒が盗撮を行ったり、卑わいな画像を作成しインターネット上に流出させたりする事案が発生しました。

こうした行為は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」及び「北海道迷惑行為防止条例」による犯罪行為であり、言うまでもなく、単なるいたずらとして許されるものではありません。

については、夏季休業を迎え気が緩みがちになるこの時期、同様の事案が決して起きないように、各学校において児童生徒に対する十分な指導をお願いします。

（生徒指導・学校安全グループ）